

第 2 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和元年6月18日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第2回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

令和元年6月18日(火曜日)

午前10時0分開議

午後0時39分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和元年度熊本県一般会計補正予算(第1号)

議案第3号 熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

議案第6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

議案第7号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 熊本県税条例等の一部を改正する条例の制定について

報告第1号 平成30年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第5号 平成30年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち

請第3号 2019年10月からの消費税10%中

止を求める意見書提出に関する請願
閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ①復興祈念ウィークの取組みについて
- ②創造的復興に向けた重点10項目について
- ③『ONE PIECE』連携復興応援事業の進捗状況について
- ④県央広域本部・防災センター合築庁舎(仮称)の整備について
- ⑤消防力強化に向けた推進計画策定状況について
- ⑥川辺川ダム問題について
- ⑦阿蘇くまもと空港運営の民間委託について

出席委員(8人)

委員長	橋	口	海	平
副委員長	河	津	修	司
委員	岩	下	栄	一
委員	鎌	田		聡
委員	田	代	国	広
委員	吉	田	孝	平
委員	池	永	幸	生
委員	前	田	敬	介

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長	白	石	伸	一
政策審議監	原	山	明	博
危機管理監	厚	地	昭	仁
政策調整監	津	川	知	博
秘書グループ課長	府	高		隆

広報グループ課長 市川 弘人
 くまモングループ課長 浦田 美紀
 危機管理防災課長 井藤 和哉
 総務部
 部長 山本 倫彦
 理事兼県央広域本部長
 兼市町村・税務局長 福田 充
 政策審議監 平井 宏英
 総務私学局長 江藤 公俊
 首席審議員兼人事課長 小原 雅之
 財政課長 間宮 将大
 県政情報文書課長 亀丸 明弘
 総務厚生課長 中川 浩徳
 財産経営課長 永江 昌二
 私学振興課長 木村 和子
 市町村課長
 兼県央広域本部総務部長 清田 克弘
 消防保安課長 橋本 誠也
 税務課長 増田 要一
 企画振興部
 部長 山川 清徳
 政策審議監 水谷 孝司
 地域・文化振興局長 倉光 麻里子
 交通政策・情報局長 内田 清之
 情報政策審議監 島田 政次
 企画課長 浦田 隆治
 地域振興課長
 兼県央広域本部振興部長 池永 淳一
 文化企画・
 世界遺産推進課長 内藤 美恵
 首席審議員
 兼川辺川ダム
 総合対策課長 吉野 昇治
 首席審議員
 兼交通政策課長 重見 忠宏
 情報政策課長 椎場 泰三
 統計調査課長 中村 誠希
 出納局
 会計管理者兼出納局長 能登 哲也
 会計課長 村上 勲

管理調達課長 大石 哲司
 人事委員会事務局
 局長 本田 充郎
 総務課長 伊津野 裕昭
 公務員課長 小崎 至
 監査委員事務局
 局長 瀬戸 浩一
 監査監 石川 修
 監査監 工藤 真裕
 監査監 林田 孝二
 議会事務局
 局長 吉永 明彦
 次長兼総務課長 横井 淳一
 議事課長 村田 竜二
 政務調査課長 東 敬二

事務局職員出席者

議事課主幹 門垣 文輝
 政務調査課課長補佐 松本 浩明

午前10時0分開議

○橋口海平委員長 それでは、ただいまから第2回総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

まず、開会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

さきの委員会で委員長に選任いただきました橋口でございます。

今後1年間、河津副委員長とともに、誠心誠意、円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

また、執行部の皆様方におかれましても、御協力のほどよろしく願いいたします。

簡単ではありますが、御挨拶とさせていただきます。

できます。よろしくお願いいたします。

続いて、河津副委員長から挨拶をお願いいたします。

○河津修司副委員長 おはようございます。

同じく、さきの委員会で副委員長に選任いただきました河津でございます。

今後1年間、橋口委員長を補佐し、微力ではありますが、一生懸命、円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○橋口海平委員長 次に、本日は、執行部を交えての初めての委員会でございますので、執行部幹部職員の自己紹介をお願いします。

なお、課長以上については自席からの自己紹介とし、審議員ほかについては、お手元にお配りしております役付職員名簿により紹介にかえさせていただきます。

それでは、知事公室白石公室長から、役付職員名簿の順番により順次お願いいたします。

（白石知事公室長、原山政策審議監～東議会事務局政務調査課長の順に自己紹介）

○橋口海平委員長 どうもありがとうございました。

1年間このメンバーで審議を行いますので、よろしくお願いいたします。

次に、今回付託された請第3号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

請第3号についての説明者を入室させていただきます。

（請第3号の説明者入室）

○橋口海平委員長 説明者の方に申し上げます。

各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡単をお願いいたします。

（請第3号の説明者の趣旨説明）

○橋口海平委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査をいたしますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第3号の説明者退室）

○橋口海平委員長 それでは、次に主要事業等の説明に入ります。

まず、主要事業等について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、資料に従い担当課長から順次お願いしますが、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いします。

○津川政策調整監 知事公室付でございます。

令和元年度主要事業及び新規事業の資料をお願いいたします。

資料の4ページをお願いいたします。

まず、1、重要政策調整事業でございます。知事によるトップマネジメントを補佐し、県政の重要課題に必要な調査等を行う事業として、1,600万円を予算化しております。

次に、2、熊本地震震災ミュージアム具体化推進事業でございます。熊本地震の記憶や教訓等を伝承していくための震災ミュージアムの取り組みにつきまして、東海大学阿蘇キャンパス内の断層の保存工事及び展示施設の整備構想の策定を行う事業として、2億7,900万円余を予算化しております。

今後のスケジュールでございますが、東海大学内の断層と、平成30年度2月補正予算で予算化した1号館の建物の震災遺構を、来年春の公開に向け準備を進めております。

また、隣接地に検討している展示施設につきましては、施設の規模や内容、運営体制等について、できるだけ早い時期に計画を取りまとめ、基本設計に着手することとしております。

説明は以上でございます。

○府高秘書グループ課長 秘書グループでございます。

資料の5ページをお願いいたします。

1つ目が、熊本地震犠牲者追悼式事業です。これは、熊本地震の犠牲となられた方々への追悼、復興への決意を新たにするため、追悼式や有識者会議など復興祈念ウィークの行事を実施するものです。予算額は、602万円余です。

2つ目が、『ONE PIECE』連携復興応援事業です。これは、昨年の11月に県庁にルフィ像を設置いたしましたけれども、被災地の復旧、復興を後押しするために、漫画『ONE PIECE』の「麦わらの一味」の仲間の像を被災市町村に設置するという事業です。今年度は4体、熊本市、阿蘇市、御船町、益城町に設置する予定です。予算額は、4,158万円余です。よろしくお願いいたします。

○市川広報グループ課長 広報グループでございます。

説明資料の6ページをお願いします。

まず、県の魅力や特色を県内外に発信するための広報事業です。県の重要な施策等の情報を、新聞、テレビ、ラジオ、広報紙、インターネット等を活用して、県内はもとより、全国、海外へ向けて熊本をPRするための事業を実施します。

また、(5)の首都圏等広報強化事業では、熊本地震からの復旧、復興をアピールするとともに、熊本のイメージアップや魅力発信に取り組めます。

(6)復旧・復興広報強化事業では、熊本地震から3年経過し、本県の復旧、復興の加速化や震災の風化防止等について、さらなる広報の強化に取り組むものです。

7ページをごらんください。

このほか、マスコミに対して記者会見や報

道資料などによる情報提供を行う報道対応、県政に関する提言や意見などを県民の皆さんからいただき、県政へ反映させていく広聴事業等を実施いたします。

広報グループの主要事業は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○浦田くまモングループ課長 くまモングループでございます。

資料8ページをお願いします。

まず、くまモンやそのイラストを管理するとともに、熊本をPRする事業を4本上げております。

1番のくまモン使用許可等管理事業は、くまモンのイラストを利用した商品等の利用許諾事務経費でございます。

次のくまモン隊管理運営事業は、国内、国外の熊本関連イベント等にくまモン隊を出勤させる経費でございます。

次のくまモン活用熊本PR事業は、くまモンの人気を生かした県内でのイベント開催やSNS等での熊本の魅力を発信する事業でございます。

最下段のくまもとプロモーション推進事業は、県外で行う各種プロモーション活動経費でございます。

次に、9ページをお願いいたします。

くまモンスクエア管理運営業務は、テトリアくまもとビル1階のくまモンスクエアの運営経費でございます。おかげさまで、本年4月には来館者が250万人を超えました。今後、よりよい運営ができるよう努めてまいります。

次のくまモン共有空間拡大推進事業は、「くまラボ」という公募により、民間企業などから研究員を集めて、場を設けまして、それぞれが持つアイデアを活用した取り組みを実践することで、くまモンの共有空間をより一層拡大させる事業でございます。

次のくまモン海外プロモーション推進事業

は、海外でのプロモーション経費や、全世界向けの動画「くまモンTV」を制作、配信する事業でございます。

最後のくまモン活躍基金積立金は、本年3月に制定された熊本県くまモン活躍基金条例に基づき設置した基金への積み立てに要する経費でございます。

それぞれの予算額につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○井藤危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

資料10ページをお願いいたします。

項目の1は、危機管理・防災体制の充実・強化についてです。

説明欄をごらんください。主な事業について御説明します。

1の危機管理・防災体制の強化等のうち、(1)危機管理対策費は、大規模テロを想定した国民保護訓練の実施など各種危機管理体制の強化に取り組むものです。

続きまして、(4)ですが、市町村等防災体制強化事業では、災害発生時に取り組むべき業務を時系列で整理した災害対応工程管理システムの機能拡充や市町村のBCP業務継続計画の策定支援、それから自助力強化のための啓発に取り組むものです。

次の(5)防災センター整備事業は、熊本地震の経験を踏まえ、県央広域本部との合築により整備をする防災センターの設計等を行うものでございます。

次の(6)防災情報共有基盤整備事業は、国、市町村等との連携を強化し、災害時の効率的な情報収集、共有を行うためのシステムを整備するものでございます。

次の(7)実践的地域防災力強化事業は、新規事業であり、県で自主防災組織の活動支援員を任用し、組織の訓練支援を行いますと

もに、防災士の実践的なスキルアップ研修、避難所運営訓練等を実施するものでございます。

続きまして、次のページ、11ページをお願いいたします。

説明欄2の防災情報通信事業は、防災関係機関との確実な情報伝達及び収集を行うため、(1)の防災・震度情報システムや(2)の無線など、各種防災関連システムの維持管理を行うものです。

最後に、項目2の熊本地震デジタルアーカイブ事業ですが、熊本地震の教訓を残すため、写真や文書等の資料をデータ化し、収集、整理、蓄積していくものです。

危機管理防災課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○小原人事課長 人事課でございます。

12ページをお願いいたします。

人事課は経常的な経費が主でございますので、今年度重点となる取り組みを3点説明させていただきます。

まず、項目1の復旧・復興の推進及び新たな熊本の創造に向けた組織体制の整備、人材の確保についてでございます。

説明欄1の組織体制の整備につきましては、復旧・復興プラン、4カ年戦略に基づく取り組みの進捗とともに、新たな熊本の創造に向けた取り組み、社会的要請の対応などを踏まえ、必要な組織の整備を進めてまいります。その際、既存組織については、通常業務の見直しも踏まえながら、効果的、効率的な組織体制の構築を目指してまいります。

2の人材の確保につきましては、今年度は25都府県からの派遣職員45人に加え、任期つき職員139人を任用するなどにより、最下段の表に記載のとおり、4,274人を確保することができました。来年度に向け新規採用職員の確保はもとより、任期つき職員や再任用職員、臨時・非常勤職員の採用、さらには民間

委託などあらゆる手法を使って人材の確保を行ってまいります。

次に、13ページをお願いいたします。

項目2の勤務環境の整備と健康管理についてでございます。

復旧、復興業務は、長期的な対応が必要であり、職員が全力かつ継続的に対応することができるよう、職員誰もが働きやすい環境を整備し、さらに長時間勤務を縮減することにより、職員の心身の健康維持を図ってまいります。

具体的には、1の勤務環境の整備として、職員の担当業務やライフスタイルに対応し、最も効果的、効率的に働くことができるよう、業務内容に応じて勤務時間をずらすことができる特例勤務や、5つの勤務時間から選択できる時差出勤の積極的な活用など、多様な働き方を推進してまいります。

また、他都道府県からの派遣職員や任期つき職員など、さまざまな出身地や年齢層から成る新たな職員を最大限に活用していく必要がございます。そのため、各職場において、本県での仕事の進め方になれていただくまでの積極的な助言など、仕事が円滑に進むよう支援するとともに、他の職員と十分にコミュニケーションが図られるような工夫、宿舍確保などを初め、衣食住の情報提供など、私生活も含めた目配りをしながら、受け入れ環境を整えてまいります。

2の健康管理としましては、職員の心身の健康を維持するため、引き続き通常業務の見直しを進めるとともに、本年度から開始している時間外勤務の上限設定を適切に運用することなどにより、長時間勤務の縮減を図ってまいります。

また、いわゆるパワハラ、セクハラなど、あらゆるハラスメントについて相談体制や研修等の充実を行い、その防止に努めてまいります。

次に、14ページをお願いいたします。

項目3の地方公務員法及び地方自治法の改正への対応についてでございます。

平成29年度の法改正に伴い制度化され、令和2年、2020年4月までに導入することとされました2つの制度について、導入に係る準備を滞りなく進めてまいります。

1の会計年度任用職員につきましては、特別職の非常勤職員、いわゆる嘱託職員及び臨時職員の任用が明確化されるとともに、一般職の非常勤として会計年度任用職員が新たに制度化されました。

本県における嘱託職員及び臨時職員の任用実態を踏まえ、新たな制度への円滑な移行を図ることとしています。

なお、関係条例の制定、改正につきまして、今定例会に提案しております。後ほど審議いただくこととしております。

次に、2の内部統制につきましては、事務を執行する主体である知事みずからが行政サービス提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制として、内部統制体制を構築することが義務化されました。

従来から行っている事務処理に係る日常的なチェックを、PDCAサイクルのもとで体系づけて行う体制を構築するものであり、これまで不適正経理再発防止策の取り組み等も踏まえながら、本県の実情に合わせた体制を構築してまいります。

人事課は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○間宮財政課長 財政課でございます。

資料の15ページをお願いいたします。

財政課では予算編成等を担当しておりますので、ここでは本年度の当初予算の概要について御説明をさせていただきます。

予算編成の基本的な考え方でございますが、今年度は蒲島県政3期目かつ熊本復旧・復興4カ年戦略の総仕上げといたしまして、

創造的復興を実現し、将来世代にわたる県民総幸福量の最大化と熊本のさらなる発展に向け、ジャンプするための予算を目指しております。

当初予算の特色でございます。

1つ目は、熊本地震からの復旧、復興の加速化でございます。

平成30年度までに熊本地震関連予算として、一般会計で総額8,550億円を計上しております。今年度も復旧、復興のさらなる加速化を図るため、被災者の救済、生活支援等につきまして、総額761億円を計上しております。これにより、地震関連予算の累計は9,311億円となっております。こちらにつきましては、後ほど御審議いただきます6月補正で追加をお願いしているところでございます。

特色の2つ目、熊本復旧・復興4カ年戦略に掲げる取り組みの推進でございます。4カ年戦略に掲げる目標の達成に向けた取り組みや今後の人口減少問題への対応等を図るため、重点加速化枠として、一般財源ベースで15億円を上乗せしております。

これらによりまして、令和元年度当初予算では、震災前の水準を大きく上回る総額7,915億円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

3番の主要財政指標等でございます。

通常県債の新規発行額を元金償還額以下に抑制することで、通常県債残高を増加させない予算編成を行っております。

次の17ページをお願いいたします。

財政調整用4基金の残高でございます。予算編成過程において事業の見直しや国の交付金の活用など、徹底的な財源確保に取り組んだ上で、地震関連事業の財源としては、復興基金等を活用したことによりまして、当初予算編成後の財政調整用4基金の残高は、前年度から2億円増となり、84億円を確保しているところでございます。

財政課からの説明は以上です。どうぞよろ

しくお願いいたします。

○亀丸県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

資料のほうは、18ページをお願いいたします。

まず、行政文書管理制度の円滑な運用についてでございます。これにつきましては、引き続き、制度の円滑な運用を図っていきまるとともに、行政文書等管理委員会の意見を聞きまして、保存期間が満了した行政文書の廃棄や歴史公文書の保存、利用の促進に取り組んでまいります。

次に、行政不服審査制度の着実な運用についてでございます。これにつきましては、審査庁が裁決しようとするときには、原則として熊本県行政不服審査会へ諮問することとされておりますので、同審査会事務局として、調査審議、答申作成等の補助を行ってまいります。

次に、情報公開の推進についてでございます。これにつきましては、各所属が熊本県情報公開条例に基づき行う情報開示について助言を行いますとともに、開示決定等に対して審査請求があった場合は、熊本県情報公開・個人情報保護審議会の事務局として、調査審議、答申作成等の補助を行ってまいります。

また、県庁新館1階の情報プラザの運営等を通じまして、県政情報の積極的な提供を行ってまいります。

次に、個人情報保護の推進についてでございます。これにつきましては、熊本県個人情報保護条例に基づき、各所属が保有する個人情報の適切な取り扱い及び自己情報の開示について助言を行いますとともに、開示決定等に対して審査請求があった場合は、熊本県情報公開・個人情報保護審議会の事務局として、調査審議、答申作成等の補助を行ってまいります。

次のページをお願いいたします。

公益法人制度の確実な実施についてでございます。これにつきましては、各所属が行う公益認定申請、変更認定申請、立入検査等の事務を統括いたしまして、法人に対する指導監督や所管課の職員に対する研修を実施するとともに、公益認定に際しては、熊本県公益認定等審議会の事務局として、調査審議、答申作成等の補助を行ってまいります。

最後に、公立大学法人熊本県立大学への支援についてでございます。

熊本県立大学が業務を確実に実施できますよう、財源の一部として、運営費交付金を交付することとしておりまして、今年度は地震対応分の熊本地震に伴う授業料減免相当額3,200万円余を含む11億8,000万円余を計上しております。

また、公立大学法人評価委員会におきまして、平成30年度における法人の業務の実績に関する評価を行い、教育、研究、組織及び運営の質的向上を図ることとしております。

県政情報文書課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○中川総務厚生課長 総務厚生課でございます。

20ページをお願いいたします。

まず、庶務事務の集中処理でございますが、庶務事務の効率化を図るために、諸手当認定、旅費、賃金・報酬事務等の集中処理を行うとともに、この集中処理を行う庶務事務システム等の運用を行っております。現在、集中処理を行っている対象事務及び対象機関は、資料のとおりでございます。

次に、下段の職員の健康管理でございますが、主な事業といたしまして、各種の健康診断やストレスチェックを初め、その結果に基づく事後指導等を実施しております。

また、長時間勤務による健康障害を防止するため、産業医による所属長への助言指導及び職員への保健指導を実施するとともに、職

員の心の健康づくり対策の一環として、精神科医等の専門家によるストレス相談や職員研修などを実施しております。

総務厚生課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○永江財産経営課長 財産経営課でございます。

21ページをお願いします。

財産経営課の主要事業といたしまして、3項目を上げております。

まず、1の庁舎等管理でございますが、これは県庁舎や地域振興局庁舎等を適正に管理するための清掃や点検等の委託業務、光熱水費及び修繕費等の経費でございます。

県庁舎等の適正な執務環境の維持等を図るとともに、空調の弾力的運用やLED照明の導入などにより、エネルギー使用量の削減に努めてまいります。

なお、本年度のLED照明の導入は、鹿本総合庁舎を予定しております。

次に、2の財産の管理・活用です。県有財産につきましては、平成25年3月に策定した経営戦略的視点に立った県有財産の総合的な管理に関する基本方針に基づき、長期的な視点で県有財産の量、質、使い方を見直していくファシリティーマネジメントの取り組みを進めており、引き続き、この基本方針に基づき、県有施設の集約化や未利用地の売却等に取り組んでまいります。なお、本年度は、天草広域本部庁舎の集約化、長寿命化の工事を予定しております。

最後に、3の庁舎等の災害復旧・機能強化でございます。熊本地震により被災した県庁舎等の復旧工事及び後ほど御報告いたします県央広域本部と防災センターの合築庁舎の設計等につきまして、耐災性の向上やファシリティーマネジメントの観点を踏まえながら取り組んでまいります。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○木村私学振興課長 私学振興課です。

22ページをお願いします。

項目1の私立高等学校等経常費助成費補助ですが、私立学校の教育条件の維持向上等のため、私立の中学、高校に対し、教員の人件費や教育研究費等の経常的経費の助成を行うものです。

2の私立高等学校等就学支援金事業は、私立高校生等の授業料負担を軽減するため、年収910万円未満程度の世帯の生徒に対し、支援金を支給するものです。年額11万8,800円を基本として、所得に応じて1.5倍から2.5倍の加算があります。

3の私立学校施設安全ストック形成促進事業は、安全、安心な教育環境の確保のため、学校施設の外壁や照明、つり天井等の非構造部材を含めた私立学校施設の耐震診断、耐震補強、改築工事等に要する経費の一部を補助するものです。

4の熊本時習館構想関連事業は、私立学校に通う生徒たちの夢の発見、挑戦、実現を応援するため、さまざまな課題や希望を持つ生徒等に対し、そのニーズに応じたメニュー事業を提供するものです。海外大学への進学や海外高校留学を支援する海外チャレンジ塾や頑張る高校生表彰事業、スクールソーシャルワーカー派遣事業等を行っております。

次に、5の地震対応分、被災生徒授業料等減免補助事業は、熊本地震で被災し、就学が困難となった生徒の授業料等の減免を行う私立学校に対し、引き続き当該減免相当額の助成を行うものです。

私学振興課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○清田市町村課長 市町村課でございます。

23ページをお願いいたします。

まず、項目欄1の参議院議員選挙の執行でございます。

説明欄の参議院議員選挙費は、来月、7月28日に任期満了を迎える参議院議員選挙を執行するためのものです。

次に、項目欄2の市町村の地方創生の推進と行財政基盤強化に向けた支援でございます。

説明欄1、自治振興支援事業は、市町村の行政、財政、税制等への支援や助言を行うことにより、市町村の適正な事務の執行及び地方自治の振興を図るものです。

説明欄2、市町村行政維持向上支援事業は、人口減少社会を見据えて、市町村の行政サービスの維持向上の検討を行うための新規事業です。

説明欄3、地方創生市町村支援事業ですが、(1)は、地方創生や創造的復興に向けた市町村の取り組みを支援するためのものです。

(2)は、消費税率引き上げによる低所得者、子育て世代への影響緩和等を目的とするプレミアムつき商品券発行事業の事業主体である市町村を支援するためのもので、全額国費負担の新規事業です。

次の24ページをお願いいたします。

説明欄4、市町村との人事交流の推進は、県と県内市町村との人事交流を推進するもので、本年度は、県内33市町村と110人の相互交流を実施しております。

説明欄5、熊本県知事選挙の執行準備は、来年4月15日に任期満了を迎える知事の選挙事務を円滑に執行するためのものです。

次に、項目欄の3、熊本地震からの復旧・復興に向けた支援でございます。

説明欄1、平成28年熊本地震復興基金の交付は、熊本地震復興基金から市町村に対し、活用事業ごとに交付金を配分するものです。

説明欄2、熊本地震被災市町村支援事業は、被災市町村の職員不足を解消するため、合同任期付職員採用試験や全国自治体を訪問しての派遣要請の実施、さらには被災市町村

の現状を県外自治体の皆様に視察していただく事業等を実施するものです。

市町村課は以上でございます。

○橋本消防保安課長 消防保安課でございます。

資料、次の25ページをお願いいたします。

まず、項目1の防災消防ヘリによる防災体制の充実・強化ですが、これは救急搬送や救助、空中消火など厳しい条件下で活動を行う防災消防ヘリ「ひばり」の運行体制の確保及び機体の維持整備を行うものです。

次に、2の消防力強化の推進ですが、人口減少等消防を取り巻く環境の変化に対応し、将来にわたり一定のサービスの水準を確保するため、市町村の消防防災体制を強化するものでございます。

具体的には、常備消防の強化に向けた推進計画の策定及び調査研究、それから地域企業や大学等と連携した消防団員の加入促進等に取り組むものでございます。

次に、3の消防学校の機能強化ですが、教育訓練用の資機材の整備を進めますとともに、消防職員の技能の向上のため、大規模訓練への対応を踏まえた実践的訓練施設の整備など、消防学校施設全体の整備構想を作成するものでございます。

消防保安課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○増田税務課長 税務課でございます。

税務課からは2点上げております。

1点目が、県税収入の確保ということで、当初予算における税収についてでございます。

令和元年度の県税収入につきましては、自動車取得税や地方消費税の税収減があるものの、個人県民税の増、それから法人2税の増により、平成30年度当初予算と比較して47億円多い、約1,618億円を計上しているところ

でございます。主な税目、それから要因については、そこに記載のとおりでございます。

なお、引き続き、熊本地震の被災者に対しましては、十分配慮しつつ、県税収入の確保に向け、滞納処分の徹底、早期着手に取り組んでまいります。

2点目が、ふるさとくまもと応援寄附金、いわゆるふるさと納税の取り組みについてでございます。

ふるさとを応援する気持ちを寄附という形で実現するというふるさと納税につきましては、地域活性化への寄与、それから災害時の被災地支援ということで、有効に活用されているところでございます。

本県につきましては、熊本地震前の平成27年度が9,300万円程度でございました。熊本地震のあった平成28年度は55億円、29年度は7億円の寄附をいただいております。

平成30年度につきましては、下のほうに書いてございますが、3億円となっております。

今後とも、継続的な支援がいただけますように、引き続き、寄付金の使途事業報告などのフォローアップを行うほか、返礼品の充実、それからインターネットを活用した広報などを図ってまいりたいと思います。

税務課は以上でございます。

○浦田企画課長 企画課でございます。

資料の27ページをお願いいたします。

1の広域開発行政促進事業は、全国知事会、九州地方知事会等を通じまして、広域的な諸課題につきまして協議、推進を図るとともに、国への施策提言や他県と連携した取り組み等を行うものでございます。

2のふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート事業は、若者の県内就職を後押しする奨学金返還等に係る支援を行うものでございます。

本制度は、昨年度に創設いたしまして、県

内企業と県が2分の1ずつを負担し、当該企業等が採用した若者の奨学金返還やUターン等を支援するもので、令和2年度の就職者から適用することとしております。

本年度は、そのための制度周知、募集等の経費を計上しており、より多くの若者にエントリーしてもらい、参加県内企業への就職につなげるため、県内外への制度のPRを強化してまいります。

3の次世代ベンチャー創出支援事業は、自然共生型産業などの創出につながる起業家やベンチャー等の発掘、育成を産学官金が連携して取り組むものです。

また、資金調達が困難な創業初期のベンチャーが必要とする研究開発等を実施しやすい環境を創出し、ベンチャーの成長を加速してまいります。

次のページをお願いいたします。

4の世界チャレンジ支援基金積立金は、夢を持ち、世界に挑戦する芸術家や若者、学生などが海外で学び、経験を積むことを後押しするため、官民一体となって基金を積み立てるものでございます。

基金は、将来の熊本を支えるリーダーとなるグローバル人材を育成する、『熊本版』官民協働海外留学支援事業などの4事業に活用しております。

企画課は以上でございます。

○池永地域振興課長 地域振興課でございます。

説明資料の29ページをお願いいたします。

1の地域づくりチャレンジ推進事業は、市町村や住民による交流拡大等の自主的な地域づくりや複数市町村が市町村域を越えて取り組む事業等に対する総合的な支援並びに移住定住人口の拡大に向けた施策を行うものでございます。

今年度は、国の地方創生推進交付金を活用し、本県への移住定住施策の強化を図ってお

ります。

2の「環境首都」水俣・芦北地域創造事業は、水俣病特措法の救済措置の方針決定を踏まえ、水俣・芦北地域振興のため、平成24年度に環境省により創設された事業を活用する事業です。

環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくりのために、市町が行う取り組みへ支援等を行うものでございます。

3の阿蘇草原再生事業は、平成25年度に策定したかばしまイニシアティブNEXTに基づき、阿蘇の草原を将来世代へ継承するため、野焼きボランティアの拡充や放棄地の野焼き再開など、草原再生に向けた取り組みについて、地元市町村等と連携して支援するものでございます。

4の御所浦地域活性化推進事業は、離島でのよりよい暮らし実現のため、地域おこし協力隊の配置や地域資源を活用した観光の目玉づくりなど、地域活性化のための方策を実施するものでございます。

次のページをお願いします。

5のスポーツによる地域活性化事業は、ロシア熊本等のプロスポーツチームを核とした復興活動及び地域づくりに対する支援を行うものでございます。

6の立野・黒川地区地域再生等支援事業は、熊本地震により大きな被害を受けた南阿蘇村立野地区及び黒川地区における、住民によるまちづくりの支援を行うものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○内藤文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課です。

説明資料の31ページをお願いします。

1の文化振興関係事業です。

(1)の文化行政推進は、文化振興審議会の運営や熊本県文化協会への支援などを行うものです。

(2)の熊本県芸術文化祭推進事業は、熊本県文化協会などと連携して、熊本県芸術文化祭を県内一円で開催し、また、くまもと子ども芸術祭をこしは天草市にて開催するものです。

(3)の「くまもと手仕事ごよみ」推進事業は、伝統工芸や伝統芸能、食文化などの熊本の魅力をホームページやSNSなどで県内外に情報発信し、人々の関心を高め、後世に継承を図っていくものです。

(4)のくまもと若手芸術家海外チャレンジ事業は、企画課の世界チャレンジ支援基金積立金事業の1つとして、海外での芸術的スキルアップのための研修やコンクールなどに参加する学生や若手芸術家に対して支援するものです。

(5)のレジデンスfor阿蘇世界文化遺産は、海外芸術家を阿蘇に招聘し、約1月半滞在してもらい、阿蘇をテーマとした作品の創作、発表等を通じて、世界文化遺産を目指す阿蘇の魅力国内外に発信するものです。

(6)のくまもと文化魅力発信事業は、本県の歴史や文化の魅力の発信を行い、また、国際スポーツ大会などと時期を合わせて、県内外の方へ文化イベントを提供するものです。

次のページをお願いします。

2の県立劇場関係事業、(1)の県立劇場管理運営事業は、指定管理者の公益財団法人熊本県立劇場に委託し、県立劇場の管理運営及び熊本地震からの心の復興を支援する文化事業などを行うもので、(2)の県立劇場施設整備費は、保全計画に基づき実施する改修工事の設計や施設の老朽化対策を行うものです。

3の世界文化遺産登録推進事業は、関係市町村などと連携し、世界文化遺産登録を目指す阿蘇の登録推進や、既に登録された万田坑、三角西港及び天草の崎津集落の適切な保全や活用などを行うものです。

4の博物館関係事業、(1)の博物館ネットワーク推進事業は、博物館ネットワーク構想

に基づく県内博物館等の資料データベースの運営、学校移動展示パッケージの貸し出し運用などを行い、(2)の博物館関係資料活用、学習支援は、センターでの企画展示や移動体験教室、自然観察会などを行うものです。

以上、よろしく願いいたします。

○吉野川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

説明資料の33ページをお願いいたします。

1の川辺川ダム総合対策事業は、球磨川治水対策協議会における治水対策の検討及び五木村の振興など、川辺川ダム事業についての諸課題の解決に向けて総合的な調整を行うための事務費でございます。

2つ目の球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金は、球磨川水系の治水対策に資する流域12市町村の防災、減災の取り組みに対し、基金を財源として補助金を交付するものでございます。

次に、3の五木村の振興についてです。

まず、(1)五木村振興交付金交付事業は、村が行うソフト事業、基盤整備事業に対して交付金を交付するものでございます。

①のソフト事業は、村と共同で策定したふるさと五木村づくり計画に基づき、村が実施する観光、物産の振興等に要する経費に対し、基金等を財源として交付金を交付するものでございます。

次に、②基盤整備事業は、平成23年6月の国、県、村による三者合意に基づきまして、村が実施する水没予定地の整備等に要する経費に対し交付金を交付するものでございます。

次に、(2)五木村振興道路整備(受託)事業は、村道整備工事1路線を村から受託して施工するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○重見交通政策課長 交通政策課でございます。

説明資料34ページをお願いいたします。

まず、1、地域交通企画調整事業は、地域の公共交通ネットワークを維持、確保し、県民の日常生活を支えるため、鉄道、路線バス等、地域の実情、特性に応じた取り組みについて、国及び沿線市町村と連携して支援を行うものです。

主な取り組みといたしましては、地方バスの運行や鉄道軌道輸送に対する支援、阿蘇くまもと空港とJ R肥後大津駅を結ぶ空港ライナーへの運行支援、離島である御所浦航路の支援などがございます。

また、地震対応分として、益城町テクノ仮設団地入居者へのバス運賃助成による生活交通支援や、持続可能かつ利便性の高い路線バス網を構築するため、バス事業者や熊本市と連携し、バス交通のあり方の調査、検討などに取り組んでまいります。

2の肥薩おれんじ鉄道関連事業は、肥薩おれんじ鉄道を安全かつ安定的に運行させるため、鉄道基盤の整備、維持に係る費用につきまして、沿線市町や鹿児島県と連携して支援等を行うものです。

次のページをお願いいたします。

3の阿蘇くまもと空港関連事業は、熊本地震で甚大な被害を受けた阿蘇くまもと空港の創造的復興に向け、国内線、国際線の増便や新規路線の誘致、また、コンセッション方式の導入による国内線、国際線ターミナルビルの一体的整備及び耐震化、空港アクセス鉄道整備に向けた調査検討に取り組むものです。

主な取り組みとしまして、阿蘇くまもと空港国際線振興協議会への負担金や国が実施する阿蘇くまもと空港のエプロン拡張等の工事に対する直轄事業負担金などのほか、地震対応分として、コンセッション導入に必要な課題整理、検討等を行う阿蘇くまもと空港創造的復興推進事業や、空港アクセス鉄道整備に

関するルートや事業採算性等の詳細な調査検討などに取り組んでまいります。

4の地域航空推進事業、こちらにつきましては、天草エアラインの安全かつ安定的な運行が維持されるよう、機材整備にかかる費用を地元市町と連携して支援するとともに、天草空港利用促進協議会を中心に利用促進対策に取り組んでまいります。

5の南阿蘇鉄道災害復旧支援事業は、震災で甚大な被害を受けた南阿蘇鉄道の災害復旧にかかる費用を国、南阿蘇村と連携して支援を行うものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○椎場情報政策課長 情報政策課でございます。

説明資料の36ページをお願いします。

まず、1の庁内情報基盤管理運営事業でございます。

(1)の情報基盤の管理運営は、来年1月のウィンドウズ7のサポート切れに伴いまして、職員用のウィンドウズ10搭載パソコンの調達、保守や職員が利用するメール等のシステムの運用管理を行うとともに、県と市町村共同でインターネット接続に係るセキュリティー監視を行う、熊本県自治体情報セキュリティアクラウド等の運用を行うものでございます。

(2)の情報化戦略アドバイザーを活用した情報化の推進は、新規事業でございます。

A IやI o Tなど、情報通信技術を活用した情報化施策を展開するため、専門知識を有する情報化戦略アドバイザーを外部委託し、庁内の情報化の推進及び各部署の取り組みに対する支援を行うものでございます。

2の熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業は、県庁と各広域本部、地域振興局等を高速通信回線で接続した熊本県総合行政ネットワークの監視、保守等を行い、ネットワークの安定運用を行うものでございます。

3の社会保障・税番号制度に係る共同システム整備事業は、マイナンバー制度の全国システムと連携した県の情報システムの保守、運用を行うものでございます。

情報政策課は以上でございます。

○中村統計調査課長 統計調査課でございます。

資料の37ページをお願いいたします。

統計調査課におきましては、国から委託を受けた委託統計調査及び県単独の調査等を実施しております。

1の委託統計調査の実施でございますが、説明欄の(1)、毎年度実施いたします経常調査につきましては、家計調査など、記載の9調査を本年度も実施いたします。

また、(2)の周期調査については、5年に1度実施する大規模な調査ですが、記載のとおり農林業センサス、経済センサス—基礎調査及び全国家計構造調査を本年度実施するものでございます。

さらに、(3)2020年国勢調査準備業務として、調査区設定及び第3次試験調査を実施いたします。

最後に、2の県単独調査等の実施でございますが、各種加工統計の作成や統計資料の刊行、ホームページでの情報提供等を実施いたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○村上会計課長 会計課でございます。

資料の38ページをお願いいたします。

まず、1の会計事務の適正な執行の確保につきましては、関係法令にのっとり会計事務の適正な執行が図られますよう、会計書類の確認、審査や会計事務の研修、検査等を行いまして、適正で円滑な会計事務の確保に取り組んでいるところでございます。

次に、2の総合財務会計システムの管理に

つきましては、財務会計事務の効率化を図るため、本システムの安定的な運用及び維持管理を行うものでございます。

次に、3の県公金の確実な保管及び運用につきましては、県が管理する歳計現金等の資金を、関係法令の規定に基づきまして、金融機関への預金または国債等の債権による運用など、確実かつ有利な方法によって保管及び運用を行うものでございます。

会計課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○大石管理調達課長 管理調達課でございます。

資料の39ページをお願いいたします。

主要事業としまして、3項目上げております。

まず1つ目の項目、物品の適正な出納及び管理につきましては、物品取扱事務の適正な執行を確保するため、会計事務検査や職員研修等を行っているところでございます。

2つ目の項目、物品の集中調達の推進につきましては、物品調達事務の効率化を図るため、本庁では全ての物品、出先機関では1件20万円以上の物品につきまして、管理調達課のほうで一括して調達しております。

3つ目の項目、業務委託契約の適正化につきましては、各所属の適正な入札契約事務を支援するため、相談機能の充実や競争入札参加資格の審査を行っております。

また、本庁における電子入札システムの入力、開札作業等につきまして、管理調達課が一元的に行っております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○伊津野人事委員会事務局総務課長 人事委員会事務局でございます。

資料は、40ページをお願いいたします。

まず、1の採用試験事務ですが、本年度に

実施します採用試験につきまして、40ページには、県職員の大学卒業程度、免許資格職について記載しております。

次の41ページをお願いいたします。

こちらに、県職員の高等学校卒業程度、そして警察官、最後に障がい者対象職員採用選考について記載しております。それぞれの区分ごとの日程、内容で実施いたします。

次に、2の「県庁のしごと」魅力発信事業ですが、人材獲得競争がより厳しくなっておりまして、その中で県職員を志望する人材をふやすことを目的として、働く魅力を積極的に発信するものです。

県内外での説明会への参加、県主催のイベントの実施、職員採用ホームページやフェイスブック、LINEなどのSNSを活用した情報発信など、多様な広報活動を展開いたします。

次に、3の公平審査事務につきましては、職員の勤務条件に関する措置要求、不利益処分に関する審査請求その他苦情相談などの事務を行うものでございます。

なお、県内の市町村等の事務についても受託しております。

最後に、42ページをお願いいたします。

4の給与制度等調査研究事務につきましては、議会と知事に対しまして、職員の給与について報告し、また、必要があると認める場合は勧告を行うため、民間給与実態調査等を実施するとともに、勤務時間その他の勤務条件について調査研究を行うというものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○石川監査監 監査委員事務局でございます。

資料の43ページをお願いいたします。

まず、項目1の定期監査等の実施ですが、地方自治法に基づきまして、県の財務に関す

る事務の執行、経営に係る事務の管理、行政事務の執行等につきまして県の全機関を監査いたしますほか、県が補助金等の財政的援助を行っている団体等につきましても監査を実施してまいります。

それぞれの日程等につきましては、資料のとおりでございます。

次に、2つ目の決算審査等の実施でございますが、(1)では一般会計や公営企業会計の決算等につきまして審査を行い、知事へ意見書を提出させていただきます。

また、(2)で各会計につきまして現金出納の検査を毎月行いますほか、(3)で財政の健全化判断比率等の審査を、それぞれごらんの日程で実施することとしております。

説明は以上でございます。

○横井議会事務局次長 議会事務局でございます。

資料の44ページをお願いいたします。

円滑な議会運営を図るため、本会議、委員会等の各種事務を行うとともに、議員の皆様への調査研究その他の活動に必要な政務活動費の交付等の事務を行うものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○橋口海平委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を行って着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 10ページですかね、危機管理防災課です。

新規事業で、実践的地域防災力強化事業で

すけれども、新たな活動支援員を配置するというですけれども、これは兼職ですか、あるいは兼職以外。

○井藤危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

資料10ページの(7)実践的地域防災力強化事業でございますが、活動支援員につきましては、県の本庁で、消防のOBを県のほうで特別職として任用いたしまして、各市町村からの要請に応じまして、各市町村において自主防の訓練とか計画等の支援を行うものでございます。

○岩下栄一委員 何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○井藤危機管理防災課長 現在まだ、任用している職員は1名でございます。

○岩下栄一委員 1名。

○井藤危機管理防災課長 はい。1名で、もとの予算上は2名確保する予定にしておりましたが、まだ人材確保できておりませんで、現在1名という状況でございます。

○岩下栄一委員 今市町村の自主防災クラブというのは、熊本県下に幾つぐらいあるんですか。

○井藤危機管理防災課長 自主防災組織につきましては、現在、県下全体で3,600ぐらいございます。

○岩下栄一委員 全部機能しているわけじゃないでしょう。

○井藤危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

自主防災組織全体で3,600ぐらいございますが、活動率を毎年調査をしておりますけれども、昨年度の活動率、年間を通して、例えば、情報伝達訓練ですとか、それから自主的な訓練等を実施しているところは、大体50%ぐらいになっております。ですから50%の活動率ということで、これにつきましては今後しっかりと自主防に対する支援を行って、活動率、活動実績を上げていきたいというふうに考えております。

○岩下栄一委員 私の場合は熊本市内ですけど、校区の自主防災クラブの会長をしているんですけれども、自分の恥を言うようなものだけど、なかなか、どういうふうにやっていかかわからぬし、組織はあるんですけど実働がないんですね。ほかの校区なんかも聞いてみると、ほとんどやっぱり名前だけで実働がないという悩みがあるみたいで、そのあたりをどうして——こういう指導員の方の指導によって活性化させてほしいと思っています。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○鎌田聡委員 27ページですね、企画課の。2番のふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート事業ですけれども、来年度就職者からということでございますけれども、今のところの状況を教えていただき、参加企業数がどのくらいなのか、エントリーがどういう時期にどのくらい見込んでいるのか、教えていただきたいと思います。

○浦田企画課長 鎌田委員からの御質問ですけれども、現在、2回の募集をしまして58社が参加しております。

募集枠としまして、奨学金の支援枠が220ほどあるんですけれども、ほぼ埋まっているような状況でございます。

ただ、今企業の参加に対しまして、実際就

職される若者の登録のほうを今周知をやっているような状況でございまして、今からこの促進に努めていきたいと思っております。

○鎌田聡委員 よろしいですか。

今58社ということですが、これで大体何名分——何名分といいますか、参加企業は58社でしょうけれども、大体何名分の枠で、今エントリー社がどのくらいなのかというのを教えていただきたいと思えます。

○浦田企画課長 企画課でございます。

枠は、奨学金支援枠Ⅰというのが大学院卒ですが、これが10名程度の枠、それと奨学金支援枠Ⅱというのが大学院卒と大卒、これがそれぞれ5名と95名、それと熊ターン枠110人の枠ということで、合計220人の枠がございます。

これに対しまして、現在のところ、先ほど一番初めに言いました奨学金支援枠が17人の——参加企業の枠として要望があつていまして。それと奨学金支援枠Ⅱというのが、大学院卒と大卒の部分100名といったところですが、これに対して125名、それと熊ターン応援枠として、110人の枠と言いましたけれども、これに対して84人というような募集状況でございます。

○鎌田聡委員 もう、じゃあ、これはⅠとⅡは、もう枠を越えているんで、もう締め切つてあるんでしょう。エントリーは、もう終わりなんですか。済みません、その辺を教えてください。

○浦田企画課長 参加企業の枠、募集については締め切っております。

○鎌田聡委員 人、学生。

○浦田企画課長 学生のほうは、今募集中で

ございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、まだふえてくるということですか。じゃあ、いつまでなんですか、締め切りというか。

○浦田企画課長 随時、募集をしております、今、日にちが増すごとにふえているような状況になっております。

○鎌田聡委員 あと、企業とのその辺のマッチングということになるんですね、希望者とですね。

そういうことで、あと熊ターン枠が若干残っているということでしょうけれども、いずれにしても非常に期待されているし、いい制度だと思いますので、しっかりと取り組みを進めていただきたいと思えますし、できれば参加企業枠がまだふえれば、これだけ希望者がいらっしゃるんであれば、そこが吸収されていきます。企業の状況等もあると思えますけれども、ぜひ今年度の状況を踏まえて、またいろいろな検討もしていただきたいと思えます。

以上です。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○吉田孝平委員 22ページお願いします。

2番の私立高等学校等の就学支援金事業の件ですが、年収910万円未満程度でありますけど、その程度っていうのはどういった意味ですか。

○木村私学振興課長 私学振興課でございます。

年収910万円未満程度と申しますのは、文部科学省のほうでモデル世帯を設定しております、そこが両親、高校生、中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安

でございます。

実際には、住民税の所得割が幾らかというところで判定をしております。

○吉田孝平委員 これは所得のアンケートみたいなのは、もう大体自分で幾らぐらいですというふうにするんですかね。

○木村私学振興課長 所得につきましては、課税証明書のほうを提出していただくようお願いしております、それを学校経由していただいております。

○吉田孝平委員 はい、ありがとうございます。わかりました。

以上です。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○田代国広委員 私学の910万円ですか、この金額の設定は国がしたんですか、それとも県独自で決めているんですか。910万の私学振興の。

○木村私学振興課長 就学支援金につきましては、全額国費で支援されておりますが……

○岩下栄一委員 設定たい、910万円になると、設定。

○木村私学振興課長 済みません、失礼しました。910万円の基準につきましては、もうこれ済みません、国のほうでモデル世帯ということで決めておられます。

○田代国広委員 もう1件いいですか。

○橋口海平委員長 はい。

○田代国広委員 23ページの自治振興支援事

業というのがありますが、地方創生が叫ばれてかなり時間がたつわけですけれども、実効性がないというか、ほとんど成果というのが見られないわけですよ。それくらい地方創生は極めて難しい課題だというふうにしておるんですけれども、この地方創生に係る事業の中で、何か少しぐらい成果というのは見られていますでしょうか。

○清田市町村課長 市町村課でございます。

自治振興あるいは地方創生という観点から考えると、委員御指摘のとおり非常に厳しい状況はありますけれど、その一方で、市町村と地域と一緒に協力して新たな取り組みというのも幾つか、天草地方ですとか阿蘇地方とかでもありますので、そういったものは一部ありますけど、まだまだ十分ではないと思いますので、引き続き、そういう好事例あたりを紹介していきながら取り組みを進めていきたいと思っております。

○田代国広委員 私は大津ですけども、大津も町うちは皆さん御指摘のように大変活気があって、外部の方々は大津町はええもんなどよく言われるんですけども、周辺部に行きますとほとんど変わらないんですね、限界集落とか、あるいは消滅するであろう集落がたくさんあります。

こういったところをいかに活性化するかと考えると、交通インフラあたりもやっぱり特別的な措置をしてもらいたい面もありますが、と同時に、大胆な規制緩和ですね、規制緩和の必要性を感じるんですよ。例えば、大津町は都市計画の指定をしております。したがって、全部指定しておる関係で、人口が、高齢化率が70%という地域も入るわけですよ。そういったところを指定しておるんですから、こういったものを大胆に規制を緩和して、例えば、5ヘクタールぐらいなのについては……何ですかね、あれは、ちょっとど忘

れたんですけども、規制緩和をして自由に開発できるというか、そういった大胆な発想あたりも検討してみる必要がある気がするんですよ。そうすれば、そこに企業が進出しやすい状況といいますか環境といいますか、そういったものを制度的に考えてやれば、ある程度、多少なりとも効果がありはしないかということ考えたんですけども、そういった点については何か考えがありますか。

○清田市町村課長 いろいろ、人口が減っている部分と人口が集まっている部分ということで、いろんな差が生じているということで、今の23ページの中で、2の2で、市町村行政維持向上支援事業ということで、昨年度、市町村からアンケートを取っておりまして、今後、高齢化と人口減少が進む中でどういう取り組みをするべきか、市町村としてどういうことに困っているかというアンケートを取っております。

この中で、今委員御指摘のようなことも含めて、市町村からいろんな御意見が上がっておりますので、そういう中でいろいろ今後の可能性とかを探っていければというふうに考えております。

○田代国広委員 ぜひ、市町村といろんな角度から、さまざまな意見を述べ合いながら、何らかの形で効果があるような、いいものはないかもしれませんけれども、ぜひ地方が何とかしてやっぱり生き抜いていくためにも、このままでは間違いなくもう消滅していくわけですので、しっかりとまた知恵を出していただきますようお願いしておきたいと思います。

それから、おれんじ鉄道ですけども、県が2億4,000万ですか、出すわけですけども、鹿児島県も負担しておるように書いてありますが、負担割合についてと、この肥薩おれんじ鉄道の将来性ですね、将来性にはどう

いった見通しを持っておるのかについて、お尋ねしたいと思います。

○重見交通政策課長 肥薩おれんじ鉄道についての御質問がございました。

まず、出資の割合ということですけども、こちらは、済みません、今ちょっと手元がないので、後ほど出資の割合についてはお答えをいたします。

それから将来性ということについては、将来どう考えているのかということですけども、やはり肥薩おれんじ鉄道、新幹線ができて以降、分離されたわけですけども、地域の住民あるいは地域の観光客が来るという観点から、非常に大事な地域の鉄道だというふうに我々考えております。

ですので、これは鹿児島県、熊本県両県一体となって、さらに沿線町村も一緒にこの鉄道を支えているわけですけども、我々、このスタンスというのは、将来にわたっても変わらないということで、しっかり支えながらも、ただ一方で、近年、お客さん、乗車する方が減っているというのは事実ですので、我々、沿線で協議会というものをつくって活動しておりますが、そういう利用するお客様がふえるような取り組みを沿線の市町と一緒にやっていくということもしっかりとやっていきたいと考えているというところでございます。

大変失礼いたしました。出資の割合でございます。熊本県と鹿児島県、出資が、熊本県と同じ比率になっておりまして、いずれも39.78%ということで、いずれも40%となっております。残りは、例えば、JR貨物とか地元の市町が出資しているという状況でございます。

○田代国広委員 肥薩おれんじ鉄道の経営は厳しいようでございますけれども、鉄道というのは、その地域にとっては本当になくは

ならないといひましようか、ある意味ではもうシンボリックな役割を果たしていやしないかと思うんですよ。

したがって、さっきのと関連しますが、地方創生と一緒に絡んでくると、鉄道というのはやっぱり不可欠な非常に貴重な、政策の一つだと思うんですね。そういった視点で、したがって、この鉄道を何とか生かした地方創生あたりはできないのかとか、そういった点を含めて今後検討していただいて、もちろん残すことを前提にしながら、この鉄道を生かして地方創生できないのかとか、そういった視点からもぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○重見交通政策課長 今田代委員の御指摘のとおり、我々も地域の大事な鉄道だというふうに強く認識しておりますので、そこは御指摘のとおりしっかり取り組んでまいります。

○田代国広委員 39ページをお願いします。

管理調達課の物品の集中調達の推進とありますが、1件当たり20万円以上の物品については管理調達課が一括して調達するとなっております、あらゆる物品をこの管理調達課で一括して調達するというふうに理解するわけですが、膨大な量になるような気がするけど、どれくらいの量を扱っているんですかね。

○大石管理調達課長 管理調達課でございます。

出先の部分だけの資料はちょっと持ち合わせていないんですけれども、本庁と出先合わせまして年間2,500件程度の処理をいたしております。

○田代国広委員 金額的な面と、それと物品によっては専門性の必要性などないんですか。

○大石管理調達課長 基本的に、物品につきましては、県内に本店支店がある事業所を条件にしておりますけれども、専門性の高い分野につきましては、そういった点を勘案して地域要件等の設定をしております。

○田代国広委員 物品の増減ですね、増減。

例えば、ある課から統計をとって——3年なり5年なりの物品の変動、変化とか、そういったものを物品調達課は自分たちで——各課、部から要望があったものをそっくりそのまま調達するだけですか。

○大石管理調達課長 管理調達課でございます。

調達につきましては、それぞれの所属から調達してほしい物品を要求してもらって、私たちのほうで一括手続をとっているという形になっております。

○池永幸生委員 複数の形で質問しても構いませんか。

○橋口海平委員長 1つ1つです。

○池永幸生委員 わかりました。

済みません、初めての席に座っている形で、的を外れた質問になるかもしれませんが、最初、22ページの3ですね、私立学校施設安全ストックの形ですけど、これに耐震とかそういった形のときに、経費の一部を補助とありますけど、これは補助率とか、予算は1億5,000万上げてありますけど、これは補助率とかそういったやつが決められて予算化しておられるんでしょうか。

○木村私学振興課長 私学振興課でございます。

ストック事業につきましての御質問でござ

いますけれども、これは補助率につきましては、耐震診断、それから補強、そして改築工事、それぞれ補助率3分の2から6分の1ということで決めてやっております。

この1億5,000万円の根拠でございますけれども、毎年度全校に希望を聴取いたしまして、各学校の改築計画等というものから希望のほうを出していただきまして、それを予算化させていただいております。

○池永幸生委員 単年度の計画ではないんですね、複数年度にわたってこの事業はやっていかれるわけですね。

○木村私学振興課長 もちろん2カ年度にまたがるものもございますが、予算としましては単年度ずつということになりますので、1年度のもので出させていただいております。

○池永幸生委員 次に、29ページの1の地域づくりチャレンジ推進事業ですけど、この中に複数の市町村が市町村域を越えて取り組む事業とありますけど、具体的にこれまでどういったやつに取り組まれたのか、もしくは考えの中で、これからどういった事業に取り組まれるのか、お聞きしたいと思います。

○池永地域振興課長 地域振興課でございます。

地域づくりチャレンジ推進事業のうち、スクラムチャレンジ事業というところに御質問をいただいたと思います。

これまで、昨年度におきましては、スクラムチャレンジ事業につきましては、16件の取り組みが行われております。

主なスクラムチャレンジ事業の取り組みにつきましては、玉名地域で大河ドラマの放送効果を最大限に生かすために、金栗氏とゆかりのある地である1市2町が取り組む事業を支援しております。共通のロゴマークの設定

とか連携事業のPRなどの活動を支援しております。

また、県南地域におかれましては、県南地域の15市町村が連携しまして、国内外に向けた歴史的建造物、温泉、観光列車、景勝地等の観光資源を生かした観光振興に取り組むということでの交流人口の拡大事業を支援しております。

また、天草地域においては、交流人口の拡大のために、世界文化遺産登録を記念したキャンペーンの展開、それから海外旅行博への出展、天草の美しい景観を生かした情報発信等の取り組みを支援しております。

以上です。

○池永幸生委員 そういった取り組みをやられることによって、ほかの方たちの目が熊本に向く、もしくは足が熊本に向くというような形になるでしょうから、ぜひともこういった事業を大事にされていくならばと思います。

もう一ついいですか。

○橋口海平委員長 はい。

○池永幸生委員 31ページですけど、4番で、くまもと若手芸術家海外チャレンジ事業、これに対して渡航費や講習費を補助するとありますけど、これも枠があるんでしょうか。例えば、金額的に上限何十万とか、もしくは何人とか、そこまではやって——もちろん予算額がありますから、この中の範囲ではやれると思いますが、ちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

○内藤文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

くまもと若手芸術家海外チャレンジ事業についてでございますけれども、お一人30万円程度を上限として、渡航費——予算の範囲内

で支援ですけれども、渡航費とそれから海外の芸術団体や学校等で実施される学術研修ですとか、芸術のレッスンなどに係る費用を支援しております。

○池永幸生委員 それはもう丸々込み込みという形の上限だけ決めて、大体そういった形で出すという形ですかね。

○内藤文化企画・世界遺産推進課長 計画書をお出しいただきまして渡航費——そうですね丸々といいますか、生活費はもちろん別ということでございますけれども、直接そういう芸術のスキルアップにかかるもの、それから渡航費ですね、そちらを出しております。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○前田敬介委員 済みません、13ページなんですけれども、健康管理の件が書いてあるんですけれども、今——休業というんですかね、取っている方というのは何人ぐらい、県庁職員の方でいらっしゃる感じなんですか。

○小原人事課長 人事課でございます。

休職されている方ということでございますか。

休職されている方は日々人数は変わってくるんですけれども、40名程度が休職されているという状況でございます。

○前田敬介委員 もう一個、あれかもしれないですけど、ハラスメントの防止等に取り組んでいくというふうに書いてあるんですけども、そういう調査とかして、そういう声というのが上がっている感じなんですか。

○小原人事課長 人事課でございます。

県におきましては、ハラスメント関係で内部相談制度、外部相談制度ということを設け

ております。で、全てが職員の方から相談があっているわけではないんですけども、相談があっている方につきましては……ちょっとお待ちください。ちょっと確認しまして、お答えさせていただいてよろございますか。

○前田敬介委員 よろございます。

○橋口海平委員長 後ほど答えるということ、よろしいですかね。その間に、ほかにありましたら。

○岩下栄一委員 私学振興ですね。時習館構想ですけど、若いころ海外に雄飛した蒲島知事のいろんな思いを込めたこの時習館構想に私たちも期待をしているんですけれども、これの学生は公募するんですか、それとも学校推薦なんですとかね。

○木村私学振興課長 私学振興課でございます。

時習館構想事業といいますのが、もともと学校や生徒の希望に応じてメニュー事業として提供するものでございまして、例えば、海外チャレンジ塾事業という事業につきましては、生徒さんから応募していただくような形で実施をしております。

○岩下栄一委員 学校が、いろいろ助言したり推薦したりはしないんですか。全く、学生個人ですか——まあ、それはいいんですけど。

では、これまでどのくらいの生徒がこの事業に参加をして、また、どのような成果があったか、あるいはそういう評価はどうやって評価をしているんですか。

○木村私学振興課長 私学振興課です。

チャレンジ塾についてということで、よろしいでしょうか。

○岩下栄一委員 はい。

○木村私学振興課長 チャレンジ塾事業につきましては、平成25年から始めておりまして、今まで589名の生徒がこの講座を受講しております。この589名のうちの海外留学者が今のところ累計で16名、それから海外進学者につきましては、今年度の海外渡航予定者を含めまして29名ということで、渡航の予定となっております。

それから済みません、先ほど先生がおっしゃられました教職員に対する助言ということですが、例えば、この海外チャレンジ塾のほうで、講座を年7回ほど開催いたしますけれども、そこにつきましては、実際に各学校の先生方にも見学をしていただきまして、英語4技能の習得のための授業についてのスキルの向上といったことに役立てていただいたり、あるいは、また別途、年2回ほど教職員向けの研修等をしておるところでございます。

以上です。

○岩下栄一委員 わかりました。

それで、今一般論として、日本の学生が海外に留学したり勉強に行く人が非常に少なくなっていると。我が国の将来を考えた場合に、それでいいのかなという思いも、まあ国内でいろんな勉強できますからね、いいのかもしれないけれども、我々古い世代からすると、何か日本人の子供たちが非常に意欲が減退しているというか、世界に雄飛するような気持ちが減退しているという気がするんですよ。そこで、私立学校連盟でも、海外へ勉強に行かせたいという校長先生方は多いと思いますけれども、今後やっぱり海外にチャレンジする生徒たちをぜひ県としても支援して、なるべく多くの子供たちを海外に勉強させてほしいというのが私の希望です。よろ

しくお願いしておきます。

○木村私学振興課長 今お話をいただきましたけれども、私学振興課といたしましても、海外進学、留学というのがグローバル人材養成に大変効果的であるという認識のもとで事業を進めております。

具体的には、今後より一層海外に行きたい、あるいは興味があるという子供さんを一人でも多くチャレンジ塾のほうに誘導できますよう、各学校と連携いたしまして事業を進めてまいりたいと思っております。

○岩下栄一委員 どうもありがとうございました。

もう1点ですね、これは人事交流ですね。市町村との人事交流のところ、24ページです。他の組織の法律を学んだり、いろいろ交流することでいろんな学びが多いと思うんですけれども、県と市町村の関係ですね。県と民間企業との人事交流というのは全然考慮に入っていないんですかね。

○清田市町村課長 済みません、それ市町村職員と民間の交流ということで、県職員ということ……

○岩下栄一委員 どっちでも。

○小原人事課長 人事課でございます。

県職員の交流という話でございますので、人事課のほうからお答えさせていただきます。

基本的に、県のほうにおきましては、国のほうあるいは他の九州各県等と、あるいは大学、東京大学でありますとかそういうところに派遣しまして、人材育成を図っております。現在のところ、純粋な民間企業というところには派遣はいたしておりません。

○岩下栄一委員 一般的に人事交流のことを考えるときに、民間と行政の人事交流というのは、効果的にはやっぱり民間の効率性とかいろいろなものを学ぶ、また、民間からは行政の公共性を学ぶという相互の交流があると思うんですけども、私としては民間企業との人事交流なんかはもっと活発になればいいなと思っておりますけれども、その点どうですか。

○小原人事課長 人事課でございます。

先ほどお答えしましたように、今現在はやってないんですけども、過去にはリクルートあるいは東レ等々の企業と人事交流、職員の派遣ということをやっている時期がありました。

今現在、地震からの復興業務等で、かなり職員の確保が難しい状況にございますけれども、その辺が一段落した際には改めて、そういう点も検討していきたいというふうに思っています。

○岩下栄一委員 わかりました。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 先ほどの件ですね。

○小原人事課長 人事課でございます。

先ほど前田委員から御質問がありました件、大変申しわけございませんでした。

昨年度は13件の相談があっているという状況でございます。

○田代国広委員 4ページの震災ミュージアムについてですけども、2億7,900万円計上されておりますが、これは妥当な価格かどうか判断する材料がないものですから、この内訳ですね、内訳と、同時にこれから何年かかかり、いつ——目標としていつごろ完成するのか。あるいは、最終的なその予算と申しますか財源と申しますか、幾らぐらいを予定

されておるのか。これが全てではないわけでしょう。

○津川政策調整監 知事公室付でございます。

今御質問のありました事業費につきましてですけども、全体的な事業費といたしましては、地震の断層の保存につきまして、8,000万円程度の経費を見込んでおります。

また、1号館建物の保存につきましては、3億4,000万円ほどの予算を見込んでおります。そのうち約2分の1は地方創生交付金等の補助金を充てることで考えておまして、そのほか、今後、展示施設等の整備につきましては、その規模等も含めて、現在、基本設計を行っているというところで、そちらのほうは、予算のほうは現時点では未定という形になっております。

○田代国広委員 いつごろ完成する予定ですか。

○津川政策調整監 断層と1号館建物の保存につきましては、今年度中の整備を見込んでおります。

展示施設につきましては、現在、基本構想ということで検討中でございますけれども、3年ないし4年程度の期間を見込んでいるというところでございます。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。なければ、以上で質疑を終了します。

次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、総務部長から総括説明をお願いします。山本総務部長。

○山本総務部長 今回提案しております議案について、御説明申し上げます。

議案第1号は、補正予算案でございます。244億円を計上しております。

また、条例の制定改廃なども、あわせて御提案、御報告いたします。

予算案につきましては財政課長から、また、その詳細及び条例等につきましては、各課長からそれぞれ御説明いたしますので、御審議よろしくお願いいたします。

○橋口海平委員長 次に、財政課長から今回の補正予算の概要等について説明をお願いします。

○間宮財政課長 財政課でございます。

資料は、総務常任委員会説明資料をお願いいたします。

まず、1ページでございます。

令和元年度の6月補正予算の概要について御説明いたします。

一般会計補正予算(第1号)は、熊本地震からの復旧、復興に加え、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に対応するための予算を中心に、244億円を計上しております。

補正後の予算規模は8,158億8,800万円となっております。

主な内容ですが、(1)熊本地震への対応分として19億円余を計上しております。

次に、(2)通常分として224億円余を計上しております。

①の国土強靱化分として、地域道路改築費や道路施設保全改築費など、②その他として、本年10月から始まる幼児教育、保育の無償化に伴う給付費や県有施設の外壁、内壁などの緊急点検を実施するための経費を計上しております。

下段の表は、一般会計のほか特別会計の補

正予算の内訳を記載しております。

特別会計につきましては、所管の建設常任委員会で御審議をいただく予定となっております。

次に、2ページをお願いいたします。

参考として、これまでの熊本地震関係の予算措置状況を記載しております。

表に、平成28年度から今回の6月補正予算までのそれぞれの予算額をお示ししており、累計額は、右下のとおり、9,330億円となっております。

おめくりいただきまして、資料の3ページと4ページにつきましては、歳入予算でございます。

3ページの4、地方特例交付金につきましては、幼児教育、保育の無償化に伴う県費負担について、今年度は子ども・子育て支援臨時交付金により全額措置されるものでございます。

また、7、分担金及び負担金、それから4ページの9、国庫支出金及び15、県債につきましては、国土強靱化関係事業の財源となるため補正額が大きくなっております。

ページをおめくりください。

5ページ、6ページにつきましては、歳出予算の内訳となっております。

主な事業といたしまして、5ページの1、一般行政経費のうち、(2)扶助費と(4)その他に、子どものための教育・保育給付費がございましたが、扶助費につきましては、施設型給付費の県費負担金、その他につきましては、市町村のシステム改修費に対する助成の費用でございます。

また、6ページの2、投資的経費につきましては、道路改築や港湾、河川の直轄事業負担金など、国土強靱化関係予算を計上しております。

次、7ページをお願いいたします。

7ページには、必要となる地方債の補正の内容を整理しております。

以上が今回の補正予算の概要でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○橋口海平委員長 引き続き、担当課長から議案等について説明をお願いします。

○永江財産経営課長 財産経営課でございます。

資料9 ページの上段をお願いします。

補正予算として、財産管理費6億9,800万円の増額をお願いしております。

右側、説明欄をごらんください。

県有施設壁面等緊急点検事業でございます。これは、熊本地震から3年が経過する中で、ことし1月に国際交流会館の内壁が落下、4月には熊本市内のマンションの外壁が落下し、それぞれ人的被害を発生するなど、地震の影響も否定できない複数の壁面落下事故が発生していることを受け、県有施設を利用する県民等の、より確実な安全確保のため、内壁、外壁の打診等による緊急点検を実施する経費でございます。

対象施設は、今後具体的に選定することとじていますが、今回の点検実施が望ましい施設として、県全体で450棟程度を想定しております。

説明は以上でございます。御審議をよろしくお願ひします。

○増田税務課長 税務課でございます。

資料は、同じページの下段でございます。

税務総務費で7,502万円余をお願いしております。

説明欄をお願いいたします。

県税システム維持管理費につきまして、自動車税率の税率引き下げなど、平成31年度税制改正に対応するための改修費用を計上しております。9月までに県税システムを改修する必要があることから、今回お願ひするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○池永地域振興課長 地域振興課でございます。

説明資料の11ページをお願いいたします。

計画調査費で270万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

開発促進費、通常分の「環境首都」水俣・芦北地域創造事業は、水俣・芦北地域において、環境負荷を低減しながら、地域経済の発展と産業基盤の強化を図る取り組みに対する支援に要する経費でございます。

今回は、当初予算で想定していた国庫補助額を超える内示額が示されたことから、これに対応するため増額を行うものです。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○小原人事課長 人事課でございます。

条例関係議案4件について御説明させていただきます。

12ページをお願いいたします。

第3号議案、熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、いわゆるマイナンバー条例の一部改正でございます。

資料の13ページ、条例案の概要で説明させていただきます。

1、条例改正の趣旨でございますが、地方税法の一部改正に伴い、関係規定を整備するものです。

2、主な改正内容でございますが、地方税法の一部改正により、軽自動車税の環境性能割が創設されることに伴い、個人番号、いわゆるマイナンバーの利用に係る関係規定の整備を行うものです。

具体的には、軽自動車税の環境性能割の減免、減税、免税に関する事務において、自動車税の減免に関する事務と同様に、療育手帳関係情報を特定個人情報として利用できるよう規定を整備するものです。

3、施行期日でございますが、改正地方税法の施行期日と同じ令和元年10月1日としております。

次に、第4号議案、14ページをお願いいたします。

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料の15ページ、条例案の概要で説明させていただきます。

1、条例改正の趣旨でございますが、昨年9月以降、岐阜県などで発生した豚コレラに対処するため、国家公務員の特殊勤務手当を定めた人事院規則の一部改正に準じ、本県における感染症防疫作業手当の対象となる家畜伝染病を追加するものです。

2、主な改正内容でございますが、感染症防疫作業手当の対象となる家畜伝染病に、知事が口蹄疫等に相当すると認める家畜伝染病を追加するものです。

なお、条例改正後、知事が口蹄疫等に相当すると認める家畜伝染病として豚コレラを指定したいと考えております。

3、施行期日でございますが、公布の日から施行し、平成31年2月19日から適用することとしております。これは、この日、2月19日におきまして、本県職員が愛知県において当該特殊勤務手当の支給対象となる業務に従事したため、さかのぼって適用するものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

第5号議案、熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてでございます。

資料の19ページ、条例案の概要で説明させ

ていただきます。

1、条例制定の趣旨でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、新たに創設される会計年度任用職員の給与等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

2、主な内容でございますが、(1)条例の目的につきましては、会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものでございます。

(2)給与に関する内容でございます。

会計年度任用職員には、①パートタイム勤務と呼ばれる短時間勤務の第1号会計年度任用職員と、その下にございます②常勤職員と同様の勤務時間でフルタイム勤務と呼ばれる第2号会計年度任用職員の2つの任用形態があります。

まず、①第1号会計年度任用職員についてでございます。

アのとおり、当該職員に対する給与の種類は、報酬及び期末手当とするものでございます。今回の規定により、新たに期末手当、いわゆるボーナスを支給できることとなります。

次に、イの報酬額は、さまざまな勤務形態が想定されるため、日額、月額または時間額により、人事委員会規則で定めるところにより決定することとしております。

ウの報酬額の決定方法は、第2号会計年度任用職員、いわゆるフルタイム勤務の職員と仮定した場合の給与の額等を基礎として決定するものとしております。

なお、イ及びウによりがたい特別の事情があると認められる場合、例えば、弁護士など一般の職員の給料月額を上回るような報酬水準となる職種については、エのとおり、報酬及び費用弁償条例に定める日額報酬の上限の範囲内で、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その額を決定することができるとしております。

次に、②の第2号会計年度任用職員についてでございます。

アのとおり、当該職員に対する給与の種類は、常勤職員と同様、給料及び一定の手当とするものです。

なお、手当の中には期末手当が含まれており、こちらにもボーナスを支給できることとなります。

また、イの給料の額の決定方法は、職種区分に応じた月額を超えない範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより決定するものです。

具体的には、米印に記載しているとおり、当該職種に類似する常勤職員の属する職能級の1級、これは主事・技師級に相当するものでございますが、この最高号級の給料月額の範囲内で、人事委員会規則で定めることとしています。

なお、③のとおり、①及び②に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与の額、支給方法等に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めるものとします。

次に、(3)は旅費及び費用弁償に関する内容でございます。

①の第1号会計年度任用職員については、アのとおり、公務のために旅行したときは、これまでの取り扱いと同様、費用を弁償するものとします。

20ページをお願いいたします。

イのとおり、常勤職員の通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用を弁償するものとします。なお、その額及び支給方法は、常勤職員との均衡を考慮して、人事委員会規則で定めることとします。

次に、②の第2号会計年度任用職員について、公務のために旅行したときは、常勤職員の例により旅費を支給するものとします。なお、米印で記載していますとおり、通勤手当については、(2)②アの給与のうちの手当に含まれており、該当する場合に支給するこ

ととなります。

3、施行期日でございますが、改正地方公務員法等の施行期日と同じ令和2年4月1日としております。

続きまして、21ページをお願いいたします。

第6号議案、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてでございます。

資料の、飛びまして、30ページをお願いいたします。

条例案の概要で説明させていただきます。

1、条例改正の趣旨でございますが、第5号議案と同様、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う会計年度任用職員制度の創設等を契機として、関係する17本の条例の規定を整備あるいは整理するものでございます。

2、主な改正内容でございますが、(1)は会計年度任用職員制度の創設に伴い、給与関係、分限・懲戒関係、勤務条件関係に係る12本の条例について規定を整備いたします。

(2)は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、条例中で引用する法律の条項等の修正が必要な5本の条例について、規定の整理を行うものでございます。

31ページをお願いいたします。

3、施行期日でございますが、改正地方公務員法等の施行期日と同じ令和2年4月1日としております。

人事課は以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○間宮財政課長 財政課でございます。

資料の32ページ、議案第7号、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明は34ページでさせていただきます。

まず、1の条例改正の趣旨でございます。

国が定める地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に伴いまして、手数料の規定を整備するものでございます。

2、主な改正内容でございます。

(1)につきましては、ことしの10月から消費税、地方消費税率の引き上げが予定されていることに伴いまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正されたことに対応するため、アから次のページのトまで、20項目の手数料の額を改定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

(2)につきましては、工業標準化法の一部改正に伴いまして、日本工業規格が日本産業規格に名称が変わることによる規定の整理でございます。

3、施行期日につきましては、それぞれの法令改正の施行日に合わせまして、(1)については、令和元年10月1日、(2)につきましては、令和元年7月1日としております。

4、その他につきましては、(1)の手数料改正につきまして、消費税等の引き上げ前に申請等が行われた事務の手数料については従前の例とするという所要の経過措置を定めるものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○亀丸県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

説明資料36ページをお願いいたします。

議案第8号、熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明は、次の37ページの条例案の概要でさせていただきます。

37ページをお願いいたします。

まず、1、条例改正の趣旨でございますが、条例で定める宣誓書などの様式におきまして、様式の寸法を日本工業規格A4と規定しておりますが、平成6年に県の様式の寸法

をB5からA4へ改めましてから既に25年が経過いたしまして、A4であることが定着していると考えられることから、今回、様式の寸法の表記を削除する改正を行うものでございます。

2、主な改正内容でございますが、熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例など4つの条例で、寸法を日本工業規格A4と規定している様式につきまして、この寸法の表記を削除いたします。

3、施行期日につきましては、公布の日としております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○増田税務課長 税務課でございます。

38ページをお願いいたします。

第9号議案、熊本県税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

ページを飛びまして67ページ、条例案の概要で御説明いたします。67ページをお願いいたします。

まず、1の条例改正の趣旨につきましては、平成31年度税制改正により地方税法が一部改正されておりますので、それに関連して関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございます。3点ございます。

1点目は、法人事業税につきまして、新たな偏在是正措置として、法人事業税の一部を分離し、国税として特別法人事業税が創設されることに伴い、法人事業税の税率を引き下げるものでございます。

2点目は、自動車税についてでございます。

そのアからウの中におきまして、環境性能割、それから種別割という言葉が出てまいります。これは、本年10月から自動車取得税が廃止されまして、自動車税と軽自動車税の中に、それぞれ取得時に環境性能に応じて課

税する環境性能割という区分が設けられます。そして、これまでの自動車税、軽自動車税につきましては、種別割という名称が変わります。この改正につきましては、既に行われているところでございます。

その上で、本年10月の施行に当たりまして、アからウのような改正が行われます。

アにつきましては、環境性能割の税率区分の適用区分の見直しや各特例の制定を行うものでございます。

イ、ウにつきましては、自動車税、この中で乗用自動車につきまして、恒久減税として種別割の税率の引き下げが行われるほか、グリーン化税制等の税率の特例などの関係規定を整備することになります。

また、エにつきましては、市町村税である軽自動車税の環境性能割については、当分、県で賦課徴収を行うこととされたことに伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

3点目、その他としまして、法改正により、条例で引用している条項のずれが生じておりますので、整理を行うものでございます。

施行期日につきましては、それぞれの実施時期に応じて、本年10月1日、令和3年4月1日、令和6年1月1日としております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○津川政策調整監 知事公室付でございます。

資料の68ページをお願いいたします。

平成30年度の繰越明許費の報告でございます。

一番上の熊本地震震災ミュージアム中核拠点整備事業費でございます。

先ほど主要事業で御説明したうち、東海大1号館の保存整備に係る費用で、地方創生拠点整備交付金を充てるため、国の第2次補正

予算に伴い、平成30年度2月補正で計上しました事業でございます。国の補正予算成立に伴う事業費で、国の交付決定が平成31年3月末に行われたため、全額繰り越しをしたものでございます。当事業は、本年度中の完了予定でございます。

知事公室は以上でございます。よろしくお願いたします。

○府高秘書グループ課長 秘書グループです。

同じく資料68ページの中段をごらんください。平成30年度の繰越明許費です。

熊本地震犠牲者追悼式事業費のうち、祭壇等の会場設営といった式典業務の委託に要する242万円余を繰り越いたしました。これは、昨年12月に事業に着手いたしまして、ことしの4月14日ですけれども、追悼式を行ったものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○井藤危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

説明資料につきましては、同じく68ページの下段をお願いいたします。

防災センターの施設整備事業でございますが、これは基本設計と今年度予算による実施設計等を一括して委託契約しておりますが、当該委託内容の決定に不測の日数を要したため、2,010万円余を繰り越したものでございます。

なお、今年度中には、実施設計まで完了する見込みであり、また、防災センターの令和4年度、2022年度完成という全体工期にも影響しない見込みでございます。

危機管理防災課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○永江財産経営課長 財産経営課でございます。

69ページをお願いします。

同じく繰越明許費の報告でございます。

上段の県庁舎維持補修費ですが、これは県庁舎の排水を再生処理する中水設備の更新工事において、排水管に亀裂が見つかったことにより、工事内容の見直し等に不測の日数を要したことから、1億5,300万円余を繰り越したものでございます。今月末に完了する予定でございます。

次に、2段目の県庁舎等施設LED導入事業費ですが、98万円余を繰り越しております。及び3段目、総合庁舎等施設整備事業費440万円余の繰り越しですが、これらはいずれも鹿本総合庁舎のLED導入及び空調設備の改修に係る設計内容の見直しにより、年度内の完了が困難となったために繰り越したものでございます。今月末に完了する予定でございます。

4段目の財産利活用推進事業費ですが、これは鹿本総合庁舎及び阿蘇総合庁舎における保健所機能移転工事の設計内容の見直しに不測の日数を要したことから、1,680万円余を繰り越したものでございます。本年7月末までに完了する予定でございます。

最後に、下段の県庁舎等施設災害復旧費ですが、これは熊本地震により被災した県庁本館の災害復旧工事の入札不調や県央広域本部税務部が移転を予定している新館1階改修工事に係る関係機関との協議等に不測の日数を要したことにより、8億9,200万円余を繰り越したものでございます。

なお、今防災センターの設計費の繰り越しについて御説明がありましたが、合築して整備する県央広域本部庁舎の設計費の繰り越しも、ここに計上しております。いずれも本年度中に完成する予定でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○増田税務課長 税務課でございます。

70ページをお願いいたします。

県税システム等改修事業費につきまして、昨年度予定しておりました県税システムの改修について、新元号の発表が平成31年4月となったことに伴い、運用テストを年度内に終了できなくなったことから繰り越しをお願いしたものでございます。なお、事業は既に終了しております。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○池永地域振興課長 地域振興課でございます。

説明資料の71ページをお願いいたします。

「環境首都」水俣・芦北地域創造事業費でございますが、環境省の補助事業を活用して水俣市が行う生態系に配慮したなぎさ造成整備事業において、整備に必要な水俣川河口臨海部の埋め立てを行うための公有水面埋立法に伴う申請手続に時間を要し、年度内の事業着手が困難な状況となったため、7,700万円余を繰り越したものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○吉野川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

説明資料の71ページ中段をお願いいたします。

五木村振興道路整備事業費でございますが、村からの要請を受け、村道1路線の整備を県が受託して行っているものでございます。

平成29年度事業で追加工事が発生し、工事がおくれたことに伴いまして、その先に当たる平成30年度事業の発注がおくれましたために、7,700万円余を繰り越したものでございます。平成30年度事業は、1月末完了の予定でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○重見交通政策課長 交通政策課でございます。

資料71ページ下段をお願いいたします。

南阿蘇鉄道災害復旧費でございますが、南阿蘇鉄道の災害復旧を行う南阿蘇鉄道株式会社に対する助成でございます。

立野一長陽駅間に位置する第一白川橋梁の詳細設計に不測の日数を要し、事業完了が困難となったため、2億5,300万円余を本年度に繰り越したものでございます。なお、本年度内の完了を予定しております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○村上会計課長 会計課でございます。

説明資料72ページをお願いいたします。

同じく繰越明許費の報告でございます。

総合財務会計システム管理事業におきまして、324万円余を繰り越しております。これは、本システムが新元号に対応できるよう改修を進めておりましたけれども、新元号の発表時期が平成31年4月となったことに伴いまして、情報移行等の一部作業の繰り越しをお願いしたものでございます。なお、システム改修につきましては、5月末で全て終了しております。

会計課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○池永地域振興課長 地域振興課でございます。

説明資料の73ページをお願いいたします。

「環境首都」水俣・芦北地域創造事業費でございますが、環境省の補助事業を活用して、水俣市が行う湯の鶴温泉での温泉街交流拠点整備事業において、熊本地震の影響による資材高騰等により入札不調となったことから、資材及び人材確保の状況を踏まえて計画変更を行ったため、年度内の事業完了が困難となり1,000万円余を繰り越したのですが、先月、既に工事は完了したところでございま

す。

以上、よろしくをお願いいたします。

○橋口海平委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。また、質疑を受けた課は、課名を言って着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。どなたかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第3号から第9号について一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号ほか7件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号ほか7件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第3号を議題といたします。

請第3号、2019年10月からの消費税10%中止を求める意見書提出に関する請願については、国レベルの問題でありますので、執行部からの説明は省略いたします。

請願第3号について、何か御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 なければ、次に採決に入ります。

請第3号については、いかがいたしましたよ

うか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 採択、不採択、両方の意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第3号を採択とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○橋口海平委員長 挙手少数と認めます。よって、請第3号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申し出が7件あります。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○津川政策調整監 知事公室でございます。

お手元にごございます復興祈念ウィークの取り組みについてというA4縦の資料をお願いします。

県では、熊本地震の発生から3年となる平成31年4月7日から21日までの約2週間を復興祈念ウィークと位置づけ、さまざまな取り組みを実施いたしました。

4月14日午前10時から、御遺族や県議会の先生方に御参列いただき、犠牲者追悼式を開催し、哀悼の意を表したところでございます。

また、午後3時から、くまもと復興・復興有識者会議を開催いたしました。五百旗頭座長など5人の委員の皆様にご参加いた

き、これまでの歩みを振り返るとともに、今後、熊本が目指す姿について御意見をいただきました。

翌15日に開催いたしました復旧・復興本部会議では、この3年間の復旧、復興の進捗状況を各部局から報告をし、今後の課題を共有するとともに、復興への決意を新たにしたところでございます。

本震が発生した4月16日には、早朝6時から職員参集等訓練を実施いたしました。

初めての事前告知なしでの参集訓練でしたが、ほとんどの職員が情報伝達後2時間以内に登庁を終えることができました。

裏面をお願いいたします。

このほか、震災ミュージアムのモニターツアーや、俳優の八名信夫さん主演、監督の映画「駄菓子屋 小春」の上映会などを実施いたしました。引き続き、熊本地震からの創造的復興に向け、全力で取り組んでまいります。

続きまして、創造的復興に向けた重点10項目について、現時点における進捗状況の御報告をさせていただきます。

資料はA3横の資料をお願いします。

この資料は、復旧・復興プランの中でも特に県民生活にかかわりの深い10項目を重点的に進捗管理する目的で、平成28年度から本年まで4年間の主な取り組み内容とスケジュールを一覧表で作成をいたしております。

青いところは、既に完了または達成した取り組みで、本日は、前回報告からの変更部分について、赤字で記載しているものを中心に御説明させていただきます。

なお、各取り組み事項につきましては、関係する委員会には、所管部のほうからそれぞれ報告をさせていただくこととしております。

それでは、まず初めに「すまい」の再建です。

住まいの5つの支援策などにより、再建支

援を進めた結果、仮設住宅の入居者世帯数は、平成29年5月の約2万世帯から、2年間で約5,000世帯にまで減少し、約4分の3の方々が住まいの再建を実現されております。

さらに、ことし4月からは、6つ目の支援策として、公営住宅等に入居される方の備品購入を支援する助成制度を創設いたしました。

災害公営住宅につきましては、現在、事業完了率が約32%、今年度中に全1,717戸の整備をする予定でございます。

今後も、被災者一人一人の実情等を踏まえ、住まいの再建に向けて市町村と連携しながら取り組んでまいります。

次に、2番目の災害廃棄物の処理でございます。

発災から2年以内の処理完了を目指して取り組んだ結果、昨年12月に完了しております。

次に、3番目の阿蘇へのアクセスルートの回復です。

国道57号北側復旧ルート及び国道325号阿蘇大橋ルートにつきましては、2020年度内の開通に向け、国土交通省に精力的に復旧を進めていただいております。

俵山ルートにつきましては、本年秋ごろの復旧完了予定となっております。

また、JR豊肥本線につきましては、現在、国と県で斜面对策工事を実施しております。県の砂防、治山工事は今年度末の工事完了予定、2020年度内の運行再開予定となっております。引き続き、国と早期復旧に向けて取り組んでまいります。

次に、4番目の熊本城の復旧です。

ことし10月には、大天守の外観復旧が完了する予定であり、国際スポーツ大会の開催に合わせ、10月5日から特別公開が行われます。また、来年春には、特別見学通路が開通し、城内の見学が可能となる予定です。2021年春には、天守閣全体の復旧が完了し、天守

閣内部の公開も開催される予定となっております。

熊本城は復興のシンボルでありまして、しっかりと国や熊本市と連携して取り組んでまいります。

次に、5番目の益城町の復興まちづくりです。

熊本高森線の4車線化につきましては、建物調査については約95%着手し、55.4%の用地取得が済んでいます。現在、モデル地区の先行整備に着手しており、今年度末の完了を目指しています。

また、土地区画整理事業につきましては、用地の先行取得を完了、事業完了変更の認可を5月に受け、関係住民の合意が得られた一部の区域について、6月下旬の仮換地指定を目指しております。

一日も早い被災者の生活再建に向け、引き続き町と連携しながら、時間的緊迫性を持って事業に取り組んでまいります。

2枚目をお願いいたします。

6番目の被災企業の事業再建です。

グループ補助金につきましては、申請した事業所について99.3%の交付決定が終わり、そのうち95.6%の事業所が復旧を完了しています。

今後、公共事業の影響によって、今年度中に申請できない事業所など、予算確保を国に対して要望していくなど、最後まで取り組んでいきます。

次に、7番目の被災農家の営農再開でございます。

営農再開率は、現在99.8%となっております。今年中に100%となるよう、市町村と連携し取り組んでおります。

8番目が、大空港構想Next Stageの実行でございます。

ターミナルビルの整備等につきましては、4月に熊本国際空港株式会社が設立、5月には国との契約が締結されました。7月から

は、新会社による空港運営が開始される予定です。

空港のアクセス改善に向けた鉄道整備については、鉄道整備の基本的方向性をJR九州が同意、今後、鉄道整備に関する詳細調査等を行っていくこととしております。

鉄道開業を新ターミナルビルの供用開始にできるだけ近づけるよう、スピード感をもって取り組んでまいります。

9番目が、八代港のクルーズ拠点整備でございます。

来年4月のクルーズ拠点の供用開始に向け、国、県、船社の3者で整備を進めております。国がクルーズ船専用岸壁、県が大型バス駐車場、船社が旅客ターミナルなどを整備しております。今後も引き続き3者で連携し、魅力あるクルーズ拠点形成に取り組んでまいります。

最後に、10番目の国際スポーツ大会の成功でございます。

女子ハンドボールにつきましては、6月7日に参加24カ国が決定、今週21日の組み合わせ抽選会で予選ラウンドの4つのグループ分けが決定します。これを受けて、来月7日からチケット販売を本格化します。観戦者30万人の目標達成に向けて、一層の機運醸成を図ってまいります。

また、ラグビーにつきましては、本戦に向けた盛り上がりを図るため、7月20日にラグビー祭りinくまもとを行います。こちらも、観戦者6万人の目標に向けて、引き続き準備を加速化していきます。

以上、これら重点10項目を初め、復旧、復興に向けた取り組みを全庁一丸となって着実に進めてまいりますので、引き続き御指導をよろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

○府高秘書グループ課長 秘書グループです。

『ONE PIECE』連携復興応援事業の進捗状況について御報告いたします。

お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

まず、1の「麦わらの一味」の仲間の像の設置場所についてですけれども、復興祈念ウィークのさなか、お手元の資料にありますとおり、ルフィに続きまして、8体の「麦わらの一味」の像の設置場所について、4月の17日ですけれども、知事の臨時記者会見で発表させていただきました。

あわせまして、「麦わらの一味」によります熊本復興のストーリーについても、麦わらの一味「ヒノ国」復興編といたしまして、お示しをいたしました。

その後、翌々日の4月の19日、株式会社集英社さんと熊本県の間で、今回のプロジェクトに関する覚書を結んでおります。

内容は大きく3点ございまして、1点目、「麦わらの一味」、ルフィの仲間の像8体の設置に関する合意。それから2点目、仲間の像のデザイン、技術面での協力。実際にルフィのときも、それから今後の仲間の像につきましても、集英社だけじゃなく、尾田先生の詳細なる直接の監修によりまして制作を進めさせていただきます。

最後、3点目です。

今後の「麦わらの一味」のメンバーに追加があった場合は、その像設置に向けまして協議をするということを明記させていただいております。

次に、2の仲間の像の設置のスケジュールについてですけれども、これは先週12日、自民党池田先生への知事答弁にもありまして、年内の早い時期に、益城町のサンジ、それから阿蘇市のウソップを設置いたしまして、残る2体、熊本市のチョッパー、御船町のブルックを、年が明けました年度内には設置を完了したいということで、鋭意、像の制作を進めております。

この像の設置に当たりましては、設置市町村でキャラクターの特徴を生かす形での除幕式を行います。国内外からの誘客を積極的に図っていきたいと考えております。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○永江財産経営課長 財産経営課でございます。

県央広域本部・防災センター合築庁舎（仮称）の整備について、危機管理防災課と共同で御報告させていただきます。

財産経営課のほうから御説明します。

お手元のA4、2枚の資料をごらんください。

まず、整備方針ですが、熊本地震により大きく被災した県央広域本部の2庁舎について、建てかえが必要となりました。

また、現在、新館10階にある防災センターについても、地震の際に災害対応に支障が生じたことなどにより、新たな施設整備が必要となりました。

これらの整備に当たり、両施設の共有化により、面積と事業費の縮減を図ることとし、県庁敷地内に合築で整備することといたしました。

次に、計画概要ですが、合築庁舎は、新館北側エリアに、地下1階、地上7階、塔屋1階、事業費約100億円、面積約9,740平米の建物を予定しています。

事業スケジュールとしましては、現在、来年1月までかけて設計を行っており、来年度から3年をかけて工事を予定しております。

なお、昨年度まで階数を地上6階程度としておりましたが、基本的な設計が固まってきたので、地上7階、塔屋1階と改められています。

次に、事業の目標及び重点整備事項ですが、ここに記載の内容により整備を進めていくということとしております。

裏面、2ページをお願いします。

ここからは、今回まとめた基本的な設計の概要でございます。

上段は、ただいま御説明した整備方針等に基づき設計を進めております、合築庁舎整備イメージになります。一番手前の建物が合築庁舎でございます。

左下の庁舎配置図をごらんください。

建設位置は、屋上庭園のちょうど北側に隣接した場所になります。右下の施設の共有化イメージですが、7,000平米を県央広域本部、2,740平米を防災センター関連として活用します。

地下1階から地上3階までをごらんいただきますと、各階に会議室が配置されていますが、平時は会議室として利用し、大規模災害時には、関係機関の活動調整室等に切りかえますので、防災センターの活動規模を最大約6,330平米に拡大することができます。

なお、常設の防災センターとしては、1階に防災学習室や展示室、2階に防災センターの中核となる危機管理防災課の執務室等、4階と5階に県央広域本部の執務室を配置することとしております。

続いて、3ページをお願いします。

こちらは、ただいま御説明した各階のフロアイメージですので、後ほどごらんいただければと思います。

今後、来年1月までかけて、より具体的、詳細な設計を行い、県央地域の行政拠点として、また、将来にわたる防災拠点として十分な機能を有する施設となりますよう、引き続き取り組んでまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○橋本消防保安課長 消防保安課でございます。

その他報告事項の資料⑤をお願いいたします。

現在県で進めています消防力強化に向けた

推進計画策定状況について御報告させていただきます。

消防力の強化につきましては、以前から常備消防の基盤強化のための消防広域化に取り組んできたところです。資料の右下の図のところに、これまでの状況を記載しておるところでございます。

資料の一番上段の経過のところですが、30年4月に国の市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部の改正が行われまして、推進期限を6年間延長して取り組みを進めることなどが示されました。参考までに裏面に、この改正の概要については記載しておりますが、広域化とあわせて組織統合を伴わない連携協力という方策を推進することなども示されております。

済みません、資料の表面に戻っていただけますでしょうか。

国の指針の改正を受けまして、熊本県消防力強化検討委員会による検討などを進めてまいりました。このような検討を踏まえ、3月に開催された検討委員会におきまして、計画の方向性が示されました。

資料の下段、左側のオレンジ色で枠囲みしておりますのが、新計画の案として方向性をまとめたものでございます。

まず、消防広域化につきましては、方針として、現計画でも将来的に県下1消防本部体制を目指すと言われておりましたが、今回のこの県下1本部体制を目指すということを基本に取り組みを進めることとしております。広域化対象市町村は、県内の全市町村消防本部ということになります。

米印で記載しておりますように、市町村が自主的に広域化を行うという場合は、それに応じて、計画の中に重点地域として指定することも考えています。

一番下、消防の連携・協力の推進についてですが、方針として、消防指令の共同運用について、全県一区で共同運用を目指すという

こととしております。

今後の取り組みの中では、まず広域化よりもハードルが少ないと思われるこの共同運用の実施に向けた検討を進めながら広域化の機運を高めていくということで、実現を目指していくということになるかと思っております。

今後、この方向性に沿って新計画案を策定し、市町村等への意見紹介やパブコメを実施するなど、皆様からの御意見を伺いながら作業を進め、できれば9月ごろまでには策定したいと考えております。

消防保安課からは、以上でございます。

○吉野川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

報告資料⑥川辺川ダム問題についてをよろしくお願いいたします。

球磨川治水対策協議会についてでございます。

球磨川の治水につきましては、戦後最大の被害をもたらした昭和40年7月洪水に対応できるよう、国土交通省、熊本県及び流域市町村で球磨川治水対策協議会を平成27年3月に設置し、協議を続けております。

去る6月7日に第9回球磨川治水対策協議会を開催いたしました。これまでの協議で、引き堤や河道掘削など個別の治水対策案をそれぞれ単独で実施しても目標達成できないことから、複数の治水対策の組み合わせ案について検討することとしておりました。

これを受けまして、第9回協議会では、引き堤を中心対策とする案が1案、河道掘削等を中心対策とする案が2案など、効果的と考えられる治水対策の組み合わせ10案と、それぞれの概算事業費やおおむねの工期、環境、地域社会への影響等が示されました。

今後、治水対策の組み合わせ案について、協議会や首長会議でさらに議論を深めていくこととなっております。

また、現在実施している国、県のハード対策や流域市町村のソフト対策の進捗状況について、同時に報告が行われました。

出席されました市町村からは、八代市の上流部に抜く放水路案は、雨の降り方次第では、八代市において、今回示された計算結果以上の水位上昇が危惧され、受け入れがたいというようなお話とか、堤防かさ上げや輪中堤等を組み合わせる案は、水位上昇により仮に破堤すると、堤防かさ上げた分、水害リスクが上昇するなどの意見が出されました。

報告は以上でございます。

○重見交通政策課長 交通政策課でございます。

報告資料⑦をごらんください。

阿蘇くまもと空港運営の民間委託についてでございます。

1ページをお願いいたします。

こちら、民間委託に向けた想定スケジュールでございますが、手続は現在順調に進んでおり、右下の黄色の塗り潰しの箇所に記載しておりますとおり、3月28日に優先交渉権者として、三井不動産を代表企業とするMSJA・熊本コンソーシアムが選定され、4月26日に空港運営の特別目的会社の熊本国際空港株式会社が設立されました。

そして5月31日に、新会社と国の間で空港運営の実施契約が締結されたところでございます。既に業務の引き継ぎが進められており、新会社による現空港ビルの運営が来月、7月に、来年4月には滑走路、駐車場を含む空港運営全体が開始されることとなっております。

2ページをお願いいたします。

ターミナル地域再編の想定スケジュール・整備イメージでございます。

上のスケジュールでございますが、現国内線ビルは今年度末まで運用され、新ビル建設期間中に使用する国内線別棟ビルが来年度か

ら2022年度までの3年間運用されたのち、国内線と国際線を一体化した新ビルが2023年春に運用開始される予定です。

3ページをお願いいたします。

以降は、熊本国際空港株式会社の提案概要でございます。

主なポイントを御紹介いたします。

まず、新しい空港ビルの外観が描かれていますが、あわせて2051年度の目標値として、右の部分でございますが、国際線17路線、旅客数622万人などが掲げられております。

4ページをお願いいたします。

空港全体を描いた図が示されております。

国内線と国際線を一体化した新しいターミナルビル、その東側、この図では右側でございますが、地域に開かれた商業エリアとにぎわい広場の整備が計画されております。

5ページをお願いいたします。

新しいターミナルビル内のイメージとして、左上から国内線、国際線共用のゲートラウンジ、その下に最先端機器を導入したチェックインロビー、右に食と旅をテーマとした商業ゾーンが示されております。

最後の6ページをお願いいたします。

左上の東アジア路線の戦略的誘致において、将来の新規就航先として、国内線では新千歳、静岡、神戸、国際線では北京、上海などの中国本土の主な都市や台北、さらにはフィリピンのマニラ、ベトナムのハノイ、タイのバンコクなどが対象とされています。

また、右上の2次交通の拡大・拡充では、九州管内の各観光地とつなぐバスネットワークの案や市内交通拠点との接続強化などの計画が示されております。

さらに、右下の新旅客ターミナルビル供用開始までの施策として、一番下でございますが、立体駐車場の整備が掲げられているところです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○橋口海平委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

次に、その他に入りますが、委員から何かありませんか。

○鎌田聡委員 済みません、きょうは陳情、要望もいっぱい出されておまして、その中で見ますと、意見書の採択を求める陳情というのが3本出ているんですね。辺野古関係で中止が2本と促進1本ということで、陳情の場合はそれぞれ配付して、いつも終わりという扱いになっていますけれども、このように意見書の採択を求められていますから、この際、そういったところを考えながら、私たちとしても、この意見書について本会議上程すべきだろうと思っておりますので、私はその辺野古中止という立場から、ぜひ、今回2本陳情が出ておりますので、総務常任委員会として、意見書として提出を求めたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○橋口海平委員長 この陳情に関しては、議会運営委員会では本会議及び委員会での採決、不採決の審議、決定はしないとなっております。

なので、ここでの審議はしないようにさせていただきますたいと思っております。

○鎌田聡委員 この間の取り決めということで、そういうことであろうならば、もう仕方ないと思いますけれども、これだけ沖縄県民、県民投票も含めて、7割ぐらいの方が反対されているという民意がありますので、しっかりと、まあ他県のことじゃなくて、熊本県議会としてもやっぱり受けとめていくべき

だと思しますので、今回の陳情の扱いはそういうルールで仕方ないと思いますけれども、いずれにしても、こちらのほうからも意見書は提出したいと思っていますので、ぜひ皆さんの賛同をよろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○橋口海平委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、陳情・要望等が6件提出されております。参考として、お手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第2回総務常任委員会を閉会いたします。

午後0時39分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長